

「薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会」

2021.1.25

インタビュー映像研究班 の成果と証言映像の展示

関西学院大学 佐藤哲彦



映像研究班の活動とその成果



- インタビュー映像研究班のこれまでの活動
 - インタビュー映像研究班は、そもそもは、証言映像（インタビュー映像）を分析し、薬害に関するアーカイブスとして役立てるための知見を蓄積するために編成された
 - その観点から、すでに撮影されていた証言映像のファイルを社会的に分析（記述）してきた
 - 証言（映像）の分析（記述）結果は、それぞれの映像ファイルに特有のものであるために今回は時間の関係で紹介できないが、その結果は、報告者のこれまでの研究による「薬害とは何か」に関する概念史的研究と結びついていることが判明している
 - またそれと同時に、被害者（当事者）自身の経験（の証言）が薬害を理解するために最も重要な要素を形作っていることも分かってきた

関連業績：佐藤哲彦, 2016, 「薬害の社会的記述に関する考察—薬害ディスコースの分析—」, 『関西学院大学先端社会研究所紀要』, 13: 89-104. / 佐藤哲彦, 2017, 「逸脱研究の論点とその探求可能性—ディスコース分析をめぐって—」, 『社会学評論』, 68: 87-101. など

証言映像が行っていること

- 証言映像の分析（記述）結果の概略
 - これまで「薬害とは何か」という説明は、それぞれの発話状況に関連した形で、4つの言説が適宜用いられて成り立ってきた：医学・薬理学的原因に対する言及（原因論）、問題発生や管理など責任に対する言及（責任論）、産業資本主義や産官医の癒着など社会構造に対する言及（構造論）、差別や排除など被害者の社会的連帯に関する問題への言及（連帯論）
 - それぞれの証言は、その文脈に応じて、上記の4つの言説を活用し、聞き手に「薬害とは何か」を提示する機能を果たしているが、同時に、その証言の独自性・個別性を、個別具体的な説明を用いることで提示している
 - 証言に見られる薬害説明の一般性と個別性の関係は、社会的には、マスター・ナラティブとそのオルタナティブとの関係として捉えられうるが、重要なのは、それらが組み合わさることで初めて、「薬害とは何か」を提示し達成することが出来るということ（相互補完的）
 - その意味で「当事者としての実践」が重要であることが示されている

証言映像分析と当事者経験の展示

- 以上の証言映像の分析結果は、証言映像の展示の仕方それ自体を、これまでとは違った発想で編成する必要性を指し示している
- すなわち、専門家や映像作家などが「薬害とはこういうものである」という思考を基に編成したものではなく、当事者自身による当事者としての経験を基に編成したものが必要であると考えられるということ



- そこで、そのような証言映像の展示がどのようにして可能となるかについて、検討を開始した

証言映像の価値と展示

• 証言映像の展示に関する考察

- 証言映像を薬害アーカイブスの1つのユニットとして捉えると、被害者（当事者）による薬害言説（連帯論）が示している社会的連帯を形作るための、2つの角度から考える必要がある
- (1) 記録的価値
- (2) 展示的価値
- すなわち、(1)証言映像はそれ自体が歴史的資料として後世に残す必要がある「記録」としての機能を有するが、同時に、(2)現代において視聴者に社会的連帯を形作るための「展示」としての機能を有するものとして提示する必要がある
- 換言すると、それぞれ、(1)時間的な社会的連帯、(2)空間的な社会的連帯、と考えられ、その両方の機能を達成する必要がある、ということ

(新たな) 証言映像の展示に向けて



- 新たな証言映像の展示のために必要なこと
 - 従来蓄積されてきた証言映像は1時間ほどのものも多く、(1)記録的価値の観点からすると適切かもしれないが、(2)展示的価値からすると必ずしも適切ではない
 - すなわち、現在社会的連帯を形作るのに有意義であるかどうかという点からすると、必ずしも適切な長さや構成になっていない
 - そこで、当事者の経験とその観点を基に編成した、聞き手（視聴者）に連帯を喚起するような短い映像（短動画）を作成し、それを展示することで、蓄積されてきた証言映像に導く形で展示を行う必要があると考えられる
- ↓
- デジタルストーリーテリング（DST）という方法の試験的活用
 - これを2020年度から行っている（現在試験的制作作業が進行中）

報告は以上です。ご清聴ありがとうございました。